

千葉市消防局と海上保安庁との合同水難救助訓練を実施します ～ファーストレスポnderとして「千葉市沿岸の安心・安全」を守るために！！～

千葉市消防局では、海難救助を行う際の連携を高めるとともに救助技術の向上を図るため、消防と海上保安庁による合同訓練を実施しますので、お知らせします。

1 日時

令和4年11月21日（月）8：30～12：00

※延期日 令和4年11月25日（金）8：30～12：00

2 訓練会場

千葉市消防局中央消防署臨港出張所棧橋脇海域（中央区中央港1-5-1）

3 主催

千葉市消防局

4 目的

消防は災害が発生した場合、初期対応者（ファーストレスポnder）として、いち早く現場へ駆け付けることが多く、それは千葉市沿岸における海難事故にあっても同様です。このようなことを踏まえ、千葉市消防局では海難事故に関する高度な知識・技術を有する海上保安庁との合同訓練を実施し、両機関の連携および救助対応能力の向上を図るものです。

なお、海上保安庁との合同訓練は、令和3年から実施しており、今年で2回目となります。

5 訓練内容

千葉市消防局消防救助隊員、海上保安庁特殊救難隊員による合同潜水捜索訓練

6 参加機関

(1) 千葉市消防局（29名）

ア 中央消防署特別救助隊 15人

イ 美浜消防署特別救助隊 14人

(2) 海上保安庁（8名）

ア 羽田特殊救難基地特殊救難隊 6人

イ 千葉海上保安部 2人

7 取材について

取材を希望される場合は、11月18日（金）17：00までに中央消防署（202-1616）へ電話連絡のうえ、当日、8：30までに訓練会場にお越しく下さい。

また、電話連絡の際、来場者数および駐車場利用の有無（車種および台数）について、お申し出ください。

8 その他

当日の気象状況、災害発生状況、新型コロナウイルスの感染状況によっては、急遽、訓練を延期、または中止となる場合がありますので、ご了承ください。